

經濟論叢

第九十六卷 第二號

社会経済的マーケティングの形成 (1).....橋 本 勲	1
第三のカザノヴァ (2).....穂 積 文 雄	15
17・8世紀朝鮮宮房田の構造と展開安 秉 珪	48
租税利益説の生成北 條 喜 代 治	63

昭和四十年八月

京都大學經濟學會

17・8世紀朝鮮宮房田の構造と展開

——主として民田との対抗によせて——

安 秉 玲

はじめに

I 宮房田の起源

II 宮房田の構造

III 宮房田の展開

(1) 政府政策の展開

(i) 景宗迄 (ii) 英祖期 (iii) 正祖期

(2) 量的展開

(3) 質的变化(事例3)

IV 民田の展開

はじめに

本稿は、多年に亘って「朝鮮ノ土地制度及地稅制度」を調査研究し、「中世以来ノ朝鮮ノ歴史ハ庄土及党争ノ歴史ナリ」と断じ、その「混乱ト停滞」を強調する和田一郎氏の所説¹⁾批判を出発点とする。

「誰カ日韓ノ併合ヲ天為ニ非ズト言フ乎」と言うが如き政治的要請と停滞性強調の露骨な結合が、形態転化を遂げてフェニックスの如く甦ろうとしている。かかる所説の有力な根拠たる宮房田の展開を、従来の事実羅列の方法を排し、動態把握の視点に立って再検討する。与えられた紙幅の関係上、叙述は要約的たらざるを得ず、史料はその大部分を割愛せねばならない。後日全面的に発表することを予めお断りしておく。

I 宮房田の起源

宮房田が朝鮮史上に出現するのは壬辰祖国戦争(1592—98)の後のことであるとは周知の見解²⁾である。しかしこれは、(1)戦前に事実上存在した宮房田について何ら言及していない、(2)職田を継承する一面をもっている、(3)「民田免稅折受」「給買庄之資」という方向に必然的に発展する、以上三点について検討した結果出された見解では

1) 和田一郎「朝鮮ノ土地制度及地稅制度調査報告書」大正9年。

2) 同上、並びに麻生武亀「朝鮮田制考」昭和15年。

ないように思う。

(1)について言うならば、内需司(王室の内需に關係あり)田は成宗(1470—94)朝に創設されたし、宣祖以前の王了・工女たる鎮安・益安・讓寧・孝寧・月山等各大君房・慶順公主房が、純祖7(1807)年に「田畚」・「収稅權」を所有していたという事実³⁾に対し、それが戦前からのものであるのか、それとも戦後「賜与」・「折受」されたものであるのか言及していない。(2)については、職田(壬辰以前に事実上消滅している)が現職官僚(王子・一品～九品、駙馬も含まれる)に給与された「収租權」(最初は田畚、後には職田税官収官給)⁴⁾であるのに対し、宮房田が大王私親・世子私親・四宮(明礼・於義・龍洞・寿進等の永久存統宮)・後宮・大君・公主・君・翁主等に「賜与」(王の下賜証書賜牌によるもの)・「折受」された「田畚」・「収稅權」であることをみると、その継承性を知ることができよう。(3)については、「公田割与」・「田畚奴婢賜与」・「無主陳荒地開墾」(奴婢・募民等による)等により宮房田が新設されていったが、戦後復興に伴う「無主陳荒地減少」、増加する新宮に対して賜与すべき「田畚不足」が目立ちはじめ、「民田折受」・「給買庄之資」の方向に進んで行く。

従って宮房田の起源についての従来の見解は不十分であり、宮房田が何ら法則的展開を遂げていないかのような印象を与え、その恣意的偶然性の面のみが強調されている点、承認し難い。

起源問題について我々は、何世紀に宮房田が出現したかということを究明するよりも、当該生産様式に多大の影響を与えた、宮房に対する「民田折受」が17世紀頃から展開した点について特に注目するのである。

Ⅱ 宮房田の構造

英祖20(1744)年の統大典戸典宮房田〔定額規定・禁令〕⁵⁾は、支配階級の現実認識の所産であり、〔定額規定〕＝〔国用経費不足に対する対策であり量的拡大阻止を意図したもの〕であり、〔禁令〕＝〔民弊に対する禁令〕がその中心をなしている。

〔禁令〕其他によれば、宮房田には〔元結免税〕〔永作宮屯〕の二種がある。

(1)〔元結免税〕 主として民田の「収稅權」を折受されたもので、一結(土地の肥瘠により一町歩から四町歩にあたる)につき上限23斗〔＝田税・大同米(貢賦)・三手米(射手・砲手・殺手の兵糧)・雑費〕を宮房が農民から收取する。朝鮮全土に散在するので、導掌・差人・宮差・宮奴等が管理・収税の任にあたり、特に導掌は「当該宮庄

3) 「万機要覽財用編免税」256-257頁。「増補文獻備考」卷之四三、四四。

4) 深谷敏鉄、科田法から職田法へ、「史学雑誌」51編9-10号 昭和15年参照のこと。

5) 同書、139、141-143頁参照。

土ニ特別ノ縁故アル者ヲ以テ之ニ任ズルヲ普通」とし、収税分中「宮房ニ対スル納付額ハ一定」⁹⁾であるので、比較的安定した権利として売買すら行われている。

差人・宮差・宮奴等は、導掌と異り、宮家所属の職員であり、権利として売買されることはない。〔元結免税〕には一般に次の二型がある。

A 宮家—(導掌・差人・宮差・奴)—田主—小作農(主として良人農民・奴婢農民)

B 宮家—(導掌・差人・宮差・奴)—自作農(主として良人農民・奴婢農民)

Aの場合、秋収時、小作農は収穫物を折半して田主に納め、残り半分中から宮納をなす。三南(忠清・全羅・慶尚)以外は田主の取分中から宮納する。Bの場合は自作農が宮納する。

(2)〔永作宮屯〕 田畠そのものを「賜与」・「折受」されたもので、(i) 罪人から籍没した土地、(ii) 無嗣統奴婢の田畠、(iii) 各營衙門の屯田および其他の公田移付、(iv) 無主陳荒地開墾、(v) 民田の買収等から成る。定額内は免税で、一結につき上限200斗—〔田税・大同米・三手米・雑費+租(小作料)〕を該宮房が收取する。その設立起源および沿革に従い若干の差異はあるが、該宮直轄田畠(主として該宮所属奴婢耕作)と導掌管理田畠(主として良人農民・奴婢農民が耕作)の二種がある。直轄田畠はおもに京畿道在のもので、宮家直属の職員(各宮により名称異なる故略す)が管理収税し、純祖7年には全〔永作宮屯〕中約1.5%が京畿道内に存在¹⁾した。導掌管理田畠は約88.5%で京畿道外に存在するのが通例で、導掌が管理収税の任にあたり、年々一定額を宮納して自己の分前をとる。

導掌権売買文書は、永久存続宮房所属のものが現存している。〔元結免税〕折受が比較的多い短期存続宮房所属の分が殆ど見当たらないのは、該宮の安定性と導掌の収益性(元結免税導掌の場合、導掌取分は少いのは当然)にも関係があるし、正祖の「無土免税導掌差違禁止令」²⁾にも関係があるろう。

〔永作宮屯〕(免税分)には一般に次の二型がある。

A 宮家—(宮属)—奴婢農民(直轄田畠)

B 宮家—導掌—小作農(良人農民・奴婢農民)(導掌管理田畠)

〔定額外〕は勿論「出税」であるが「田税・大同米・三手米・雑費」を國家に納付する。

以上は英祖20年頃迄の構造の概要である。

6) 和田, 前出書, 583頁。

7) 前出, 「万機要覽財用編免税」250-51頁所載数字より計算推定。

8) 「正宗実録」卷之二, 23前後頁。(但以下引用する李朝実録は京城帝国大学刊行本に依る。)

Ⅲ 宮房田の展開

(1) 政府政策の展開

壬辰祖国戦後、国土荒蕪人民離散という一種の危機的状況の中で、出閣する宮家維持策として、各種衙門田・公田賜給・無主陳荒地開墾等により成立した宮房田が、新設宮家が時と共に増加し、戦後復興も進み、賜給すべき田土、開墾すべき土地が不足するようになり、「民田」折受に向う。

17・8世紀を通じて、宮房田の量的拡大（単なる量的拡大ではなくて、17世紀から18世紀初迄は民田の宮房による横奪が含まれる）と質的变化（宮房から言えば元結免税等の事実上の永作宮屯化、農民から言えば自作農からの事実上の小作農化と言えよう）に対して、京官（中央官僚）・外官（地方官僚）を問わず、「国用経費不足」（免税増大による収入減少）・「民弊」（宮房田の歴史的展開に応じてその内容は変化していくが）の二点より、果しない論議⁹⁾が繰り返され、漸次その焦点が「民田折受之禁止」・「一定規制確立」・「定額確定」・「給買庄田土価」等に絞られていく。これらを宮房田政策というにはあまりにも事態事後承認的であり、王の恣意に対する重臣達の諫止がその一特徴をなしている。英祖・正祖に至り、はじめて権力の意志といったものを窺知できるのである。

(イ) 仁祖一景宗(1623—1724) この時期は顯宗(1660—74)に特徴的にみられる如く、王の恣意的「賜与」・「折受」に対して、京官・外官の或る者は「国用経費不足」、或る者は「民弊」という点から猛烈な反対論を展開する。

「全羅道泰仁・古阜民人開墾地奪取問題」¹⁰⁾や「黃海道平山府数千戸所墾之田宮家所占問題」¹¹⁾などは、宮房の「折受地」が、事実上の「民田」であるため、農民の反対を招き、地方官が急遽反対のため京城へ馳啓している。さらに、宮家免税が千四百結もあるとかで¹²⁾、物議を醸したりして、遂に「大君・公主四百結、王子・翁主二百五十結」¹³⁾が決定される。肅宗14(1688)年には、一步進んで「折受」をやめ「給買庄田土価、大君・公主五千両、王子・翁主三千両」¹⁴⁾の決定が為されるが、宮房田はやはり拡大し、「民弊」はその内容を変化していく。

(ロ) 英祖—正祖迄(1725—76) 即位後清新の氣に燃え立つ英祖は、5(1729)年に

9) 「歴代実録」枚挙に達しない程なので一挙げない。

10) 「顯宗実録」卷之五、31後頁。

11) 同上、42後頁。

12) 同上、45後頁。

13) 「顯宗実録」卷之六、37前頁。

14) 「顯宗実録」卷之十九、40後頁—41前頁。

「各官房免稅田定額外出稅之命」¹⁵⁾を布告した。内需司と戸曹（戸口・田糧・食貨の政を掌る）が帳簿に記載し、各宮の規定結数外は徵稅することになる。これは旧宮に対しては強力であったが、新設官房〔その賜給田土が陽牌（定数なし）によるものが多いと考えられるが〕に対しては誠に寛恕たるものであった。因に、統大典によって八百結とされた宣禧宮（英祖後宮嘆嬪李氏）・和順・和平・和協・和寧・和吉等各翁主房、千結とされた毓祥宮（英祖私親淑嬪崔氏）が、純祖7年に規定結数を大幅に上まわる額を所有したという事実¹⁶⁾は、このことを雄弁に物語る。

「定額外出稅之命」・「統大典定額規定」・「庚午（1750）良役半減→後成結米（各様免稅及復戸一体収捧）」¹⁷⁾・「庚辰（1760）免稅田三手米出稅」¹⁸⁾等は官房田拡大による〔国用經費不足〕に対してうたれた政策である。実録記事中反復して散見される財政難についての上疏・上奏、更には正祖の王命（英祖のを継承したもの）から判断して、成果の程は数値では測定し難いが、官房田の量的拡大（個別的にも総体的にも）阻止という点では、一定の成果を挙げたとみてよいと思う。

〔民弊〕は、(4)期と異り、「折受」による「民田奪取」の如き露骨なものは影を潜め、「給買庄田土価→民田抑買→訴訟頻発、民田横占、常稅倍徵」等による農民の地位低下がそのおもな内容となっている。「元結免稅」と「永作宮屯」の別が事実上混沌とし、実録記事中無数にみられる「導掌・差人・宮差・宮奴の惡事として異彩を放つ」諸変化に対して無策とも言える状況であった。従って〔民弊〕に対する政策は無かったと言てよい。

(4) 正祖—純祖迄（1777—1800）正祖は承統後直ちに「凡所以利於国利於民則肌膚何惜、此吾先王嘗所以諄諄於寡人也」として、「諸官房冒受免稅田結查正」¹⁹⁾と「元結免稅」に対して「導掌差送收稅之規」を革罷し、「無土免稅」＝「則自該邑直納戸曹捧給官房」²⁰⁾とし、「永作宮屯」＝「有土免稅」とした。「諸官房冒受免稅田結查正」は「定数外出稅」「代尽官房田番奴婢戸曹還屬」「代尽無嗣統官房祭田番寿進宮送」等からなり、英祖の政策継承とも言えるが、「元結免稅導掌收稅禁止、無土免稅化」はこの期の〔民弊〕を根絶しようと意図した政策とみることができる。「元結免稅」の事実上の「永作宮屯」化が「導掌・差人・宮差・宮奴」の所謂「惡事」を通じて推進されているのであってみれば、これは極めて適切な政策（しかしながら遅きに失した嫌いがなくて

15) 「英宗実録」卷之二十一、2 前頁。

16) 表参照のこと。

17) 前出、「万機要覽財用編均役」365-373、375 頁。

18) 同上書、三手米、307 頁。

19) 「正宗実録」卷之一、19 後頁。

20) 前出、「万機要覽財用編免稅」243 頁。

もないが)と言えよう。正祖即位年を境として、宮房田「有十・無十之別」が明確にされ、さらに量的な面では約千五百結の整理²¹⁾がなされた。

(2) 量的展開

17・8世紀を通じて、宮房田は個別的拡大発展を含みつつ、新設宮房と共に全体として量的に拡大し、而も(3)で明らかにする如く、一部の質的变化も含みつつあった。

(1)の(イ)期迄は、歴代の実録記事から窺知出来るように、拡大の一途をたどっていたとみてよい。英祖 52 (1776) 年に、「八道出税実結」=814661 結、「宮房田免税結」=34103 結であった²²⁾。英祖が彰義宮(英祖旧宮)田畵移送に示した決意²³⁾からして、変動は英祖 20 年頃迄に終わっているようであるから、英祖 5 年以前には 34103 結を大幅に上まわる宮房田が存在していたであろうことは、想像に難くない。

次ページ以下に掲げる表は 17・8 世紀中にその存在を確認し得た各宮房と免税結数表であるが、当然存在すべき宮房を全て網羅したものではない。

李朝実録に記載されるような問題を惹起した宮房が中心であるが、そういう意味ではこの期間の宮房の実態を代表したものと言える。英祖 5 年・正祖即位年の記事が集中しているのは、「定額外出税之命」「代尽宮房田畵奴婢戸曹還属」「未封爵・未婚・代尽無嗣統宮房祭田畵寿進宮送」等が実行されたからである。

旧宮貞明公主房折受田畵 8067 結を頂点として、各旧宮房は相当多くの結数を所持し、又拡大したと推測される。「崇善君房出税問題」「崇善君房祭田百結以外出税」等はこれを傍証するし、光海君房・麟坪大君房・慶淑郡主房・貴人房・延齡君房等が英祖・正祖両王命を経て、純祖 7 年に規定結数を大幅に上まわる結数をなお所有した(勿論賜牌によるものが多いであろうが)ということは、この時期にどれだけの結数を所有したかを推測する一つの根拠となる。四宮について言えば、「寿進・於義・明礼、則屬於東朝、而免税近万結」²⁴⁾という状態であり、「彰義宮折受最多、殆遍列邑、莫敢誰何雖一二陳其弊者」²⁵⁾という状態であった。さらに新設宮房・新生翁主房に至っては、儀祥宮が「寧辺之百嶺・劍山二面問題」²⁶⁾「長淵民田抑買問題」²⁷⁾「未準結数三百結」²⁸⁾折受等で物議を醸したし、和順翁主房以下和吉翁主房まで全く枚挙にいとまがないほどである。

21) 前出「朝鮮田制考」附録結数表より計算。

22) 同上参照。

23) 「英宗実録」卷之二、22 前頁。「上謂領議政李光佐曰、折受事四宮外又有一宮、則地都元結必縮矣。且為民弊。王者無私財、予於承統之後、復何眷戀旧宮所有、皆當移於新設宮(敬義君宮)矣。」

24) 「英宗実録」卷三十七、15 前頁。

25) 同上、卷之十、35 後頁。

26) 同上、卷之六十一、8 前頁。

27) 同上、卷之六十三、6 前頁。

28) 同上、卷之八十、7 後頁。

表 17C—18C 実在宮房と「免稅」結数表

		顯宗——英祖・正祖 (1660——1800)	純祖 7 年 (1807)	李太王 21 年 —31 年 (1884—94)
永久 存続 四宮	明 礼 宮	顯宗 13 年元結免稅地 670 結，田畝 381 石落，68 結，田 54 日耕，柴場 7 ケ所。	有土 1062 結 無土 686 "	有土 1008 結 無土 1437 "
	於 義 宮	肅宗以前庄土有，仁祖 12 年無主陳荒地折受，每一結 4 斗。寿進・於義・明礼三宮免稅近万結。	407 " 1832 "	400 " 1786 "
	龍 洞 宮	顯宗 2 年江原道山田折受到始まる。肅宗朝智異山・咸陽・嚴川・馬山の火田。	623 " 1797 "	950 " 1745 "
	寿 進 宮	未封爵・未婚にして死去せる大君・君・公主・翁主並無嗣統後宮等の祭祀を行い，正祖 20 年有土 1989 結，無土 1704 結。	2069 " 1635 "	1987 " 1214 "
	太 鎮安大君房		0 " 5 "	0 " 5 "
	太 益安大君房		0 " 9 "	5 " 4 "
	太 慶順公主房		47 " 4 "	0 " 0 "
太 宗	謨寧大君房		9 " 0 "	9 " 0 "
	孝寧大君房		0 " 9 "	0 " 8 "
文 宗	敬惠公主房	英祖 5 年 6 月壬寅，卷之二十二。丁酉年 (1717) 定以五十結限二代免稅。此日，敬惠公主房免稅田畝其数不多。	0 " 0 "	0 " 0 "
德 宗	月山大君房		9 " 0 "	0 " 0 "
中 宗	德興大院君房		71 " 0 "	71 " 0 "
	鈴原府院君房	英祖 5 年 6 月壬寅，卷之二十二。本宮田畝永々賜与仍令免稅之外，其余皆無可考文書。	0 " 0 "	0 " 0 "
宗	淑 媛 房	英祖 5 年 4 月丙子，卷之二十二。全羅道乾止山折受問題。	0 " 0 "	0 " 0 "
	溫 嬪 房	正祖即位年 4 月辛亥，卷之一。田結並還屬戸曹，有孫外同版並入寿進宮。	0 " 0 "	0 " 0 "

宣	臨海君房	淑媛房に同じ。	有土 0結	0結
			無土 0〃	0〃
	光海君房		43〃	0〃
			410〃	265〃
	義安君房		0〃	5〃(?)
			0〃	0〃
	信城君房	英祖37年1月丁巳、卷之九十七。 信城君宮庄相訟云々。	0〃	0〃
			0〃	0〃
	義昌君房	英祖31年6月丁未、卷之八十五。義昌君田畚奴婢送于寿進宮以補祭需。	0〃	0〃
			0〃	0〃
	慶平君房		63〃	0〃
			35〃	0〃
	寧城君房		35〃	0〃
			6〃	0〃
	貞明公主房	英祖4年5月壬申、卷之十八。折受多至8067結、今過四代当依国典蠲減。	123〃	0〃
			0〃	0〃
祖	貞惠翁主房	英祖4年、卷之十五。聞海嵩尉子孫以賜牌所受之地売於新生翁主房。英祖33年、卷之八十八。永柔県有海嵩尉田土。	0〃	0〃
			0〃	0〃
	貞安翁主房		16〃	0〃
			0〃	0〃
	貞謹翁主房		46〃	0〃
			30〃	0〃
仁	昭顯宮 (昭顯世子?)	英祖5年、卷之二十二。初無折受、孝廟憐之初使惠臨月給矣。其後子孫成長、籍沒賜牌盡為出給使之資生。	0〃	0〃
			0〃	0〃
	麟坪大君房	英祖7年6月癸丑、卷之二十九。義原君の子を麟坪大君の後を為す。	422〃	50〃
			187〃	0〃
	慶淑郡主房		1〃	0〃
			199〃	0〃
祖	慶善君房	英祖5年、卷之二十二。 慶善君以下各50結定給直矣。	1〃	0〃
			49〃	0〃
	龍城大君房	英祖31年6月丁未、卷之八十五。 田畚奴婢送于寿進宮。	0〃	0〃
			0〃	0〃

仁祖	崇善君房	英祖5年6月壬寅,卷之二十二。祭位100結外余數出稅。全羅順天田畝100結祭位免稅。全羅金堤田畝100結仁廟朝別賜与故定數外。	有土 93結	0結
			100〃	0〃
	榮善君房	英祖5年6月壬寅,卷之二十二。榮善君夫人辛逝後,本宮田畝尚不出稅,只存祭位100結並依例出稅。	0〃	0〃
			0〃	0〃
孝明翁主房		仁祖23年10月丁未,卷之四十六。孝明翁主田庄在於金海府。(量田時無主之田→民田→被横占)	0〃	0〃
			0〃	0〃
孝宗	安嬪房	溫嬪房に同じ。	0〃	0〃
			0〃	0〃
	慶恩府院君房	辛卯(孝宗2年)恩賜田畝。	13〃	0〃
			0〃	0〃
	淑安公主房	顯宗3年7月,卷之五。黃海道信川・載寧・平山等民田白奪。英祖5年,卷之二十二。全羅道乾止山折受問題。	5〃	0〃
			145〃	0〃
	淑明〃	顯宗3年7月甲申,卷之五。農庄在金海。	101〃	0〃
			43〃	0〃
	淑徽〃		145〃	0〃
			0〃	0〃
宗	淑靜〃	顯宗3年7月,卷之五。黃海道信川・載寧・平山等民田白奪。	81〃	0〃
			69〃	0〃
	淑敬〃		25〃	0〃
			125〃	0〃
	淑寧翁主房		145〃	0〃
			55〃	0〃
顯宗	明善公主房	顯宗14年4月乙丑,卷之十九。折受至1000余結。正祖即位年,卷之一。田結並還屬戶曹,有子孫外嗣版並入壽進宮。	0〃	0〃
			0〃	0〃
	明惠〃	同上。	0〃	0〃
			0〃	0〃
	寧嬪房	英祖9年9月癸未,卷之三十五。軍門田土之換給宮房。同33年6月庚辰,卷之八十九。永柔縣田土売於海嵩尉(貞惠翁主房)宮。	5〃	0〃
			10〃	0〃
宗	貴人房	英祖30年12月丁卯,卷之八十二。司僕寺所屬陳起田畝折受於貴人房。	83〃	0〃
			723〃	0〃
	祺嬪房	正祖即位年,卷之一。田結並還屬戶曹,有子孫外嗣版並入壽進宮。	0〃	0〃

景	昭 儀 房	同上。	有土 0結	0結
			無土 0〃	0〃
	張 貴 人 房	同上。	0〃	0〃
			0〃	0〃
	大 嬪 房	正祖即位年4月, 卷之一。大嬪房既有奉常寺祭物以時享祀, 又有次知中宮不必更置, 宮房田結一体還屬舉行, 亦遵出稅。	0〃	0〃
			0〃	0〃
宗	延 齡 君 房	英祖5年, 卷之二十二。延齡君房所屬靈巖所安島屯田。	428〃	97〃
			356〃	38〃
	明安公主房		162〃	0〃
			15〃	0〃
	安 興 君 房	英祖31年6月丁未, 卷之八十五。義昌・榮華君賜牌田畓送于安興君(麟坪大君四世孫)家。	0〃	0〃
			0〃	0〃
英 祖 新 設 宮 房	貴 主 房	英祖7年正月癸酉, 卷之二十九。貴主房土田折受之過多。	0〃	0〃
			0〃	0〃
	彰 義 宮	英祖即位年11月, 卷之二。予於承統之後, 復何眷戀旧宮所有, 皆當移於新設宮(敬義君宮)矣。英祖2年, 卷之十。折受最多, 殆遍列邑。寧辺府火田。	0〃	0〃
			0〃	0〃
	毓 祥 宮	英祖2年, 平南庄土, 年々錢4694兩收稅。英祖29年8月戊子, 教日毓祥宮有未準結數者300結, 待宮望呈舉行事分付戶曹。	479〃	443〃
			1395〃	1402〃
	延 祐 宮	英祖2年4月辛巳, 卷之九。蔚山府靖嬪房漁箭折受処本道還屬。	20〃	0〃
			0〃	0〃
	宣 禧 宮	英祖38年祭位田として設定。純祖23年毓祥と共に永久保存となる。	940〃	0〃
			2463〃	100〃
	敬 義 君 房	彰義宮參照。	0〃	0〃
			0〃	0〃
宮 房	和順翁主房	統大典規定800結。	189〃	0〃
			1026〃	0〃
	和 平 〃	同上。	416〃	20〃
			847〃	0〃
	和 協 〃	同上。英祖25年11月庚午, 卷之七十。四學折受之島稅強奪之言。	143〃	0〃
			1500〃	200〃
房	和 緩 〃	同上。(翁主女となる。)	0〃	0〃
			0〃	0〃

英祖新設宮房	和柔翁主房	同上。	有土 20結	0結
			無土 780〃	150〃
	和寧 "	同上。	95〃	0〃
			1151〃	200〃
莊相新設宮房	和吉 "	同上。	27〃	0〃
			1075〃	200〃
	恩彦君房	英祖40年, 王孫・鼎主房田結, 以30結許給。英祖末年竄配。	0〃	0〃
			0〃	400〃
	恩信君房	同上。	0〃	0〃
			60〃	60〃
	恩全君房	正祖初年誅。 同上。	0〃	0〃
			0〃	320〃
	清衍公主房	英祖40年, 王孫・鼎主房田結, 以30結許給。	427〃	0〃
			673〃	200〃
	清璫 "	同上。	245〃	8〃
			974〃	191〃
正祖	清璫翁主房	同上。	0〃	0〃
			100〃	100〃
	嘉順宮	正祖綏妃朴氏。	14〃	0〃
			1000〃	0〃
	慶壽宮		17〃	0〃
			910〃	0〃
	宜嬪宮	宜嬪成氏。	325〃	0〃
			1043〃	100〃
不明	淑善翁主房	純祖3年免稅200結劃給, 同4年又因特教未準600結特為按例準劃。	0〃	0〃
			800〃	0〃
不明	岑城府夫人房		7〃	0〃
			0〃	0〃

註) 仁祖・顯宗・肅宗・景宗・英宗・正宗各実録, 「万機要覽財用編」250-268頁, 庶支田賦考(朝鮮田制考附表)により作成。17・8世紀にはこれ以外に尚多数宮房が存在することを附言しておく。内需司については和田一郎書参照のこと。

(3) 質的变化(事実上の構造変化)

従来宮房田の歴史的展開を十分に検討もせず、統大典の「元結免税」「永作宮屯」を、正祖即位後明確にされた「無土免税」「有土免税」に各々結合し、同義として異とせぬ方法が横行して来たが、これらはこの間の歴史的経過と変動を捨象し、歴史を単純化・矮小化した点で全く誤りである。

英祖 51 年大司憲宋淳明が、「近来各宮房之無土免税与有土折受，有異只以結數輸付於各道各邑，而及其收税之際，每多濫捧之弊，或有倍於常税之數，故当納之民実多難堪之弊，盖其上納之際，不無濫鰲之患，故致有此弊矣²⁹⁾。」と上奏している。勿論「導掌・宮差」等の所行としては述べていないが、枚挙にいとまのない類似記事から、「導掌・差人・宮差・宮奴」等の所行と断定してよい。「元結免税」が税納の面で事実上の「永作宮屯」化しつつある状況を述べている訳であるが、18 世紀中このような事態は広汎にみられる。宮房による「苛斂誅求」＝「自作農民の事実上の小作農化」が展開する。だからこそ正祖の「導掌收税禁止」による「元結免税」＝「無土免税」→「土地からの遊離」も重大な意味をもつ政策と言えるのである。

次に三例の田案＝土地台帳の一部の検討を通じて事態に接近してみる。

事例 1 (明恵公主房免税田番)

明恵公主房は旧宮(顯宗第 2 王女幼逝)で、1688 年頃約千結(最初田税 4 斗)を折受³⁰⁾されていたが、全羅右道高山県雲西上道面在の田番 30 年(1719—48)間の変遷³¹⁾をみると、同一田番で明恵公主〔免税→出税〕という記載変化を示すものがある。これは単に英祖 5 年の「定額外出税之命」による変化とだけみるべきではなく、当初〔田税〕折受の宮房と民田耕作者との関係に既に何らかの変化が生じていたところへ、〔定額外出税之命〕の結果、このような記載変化を生じたと理解すべきである。つまり〔免税田〕が〔出税田〕に変化してもなお田案に明恵公主房名が記載されるということは、耕作者との間に税租収納面で以前以上の関係がとりむすばれていることを示すものに他ならない。つまり以前より一段低い状態に農民が転落していることを示すものといえる。また以前「無主陳荒地」であったのが、「明恵公主房免税内」という記載変化を示しているものがあるが、「永作宮屯」化したものと言える。

以上は大体五・六等といった瘠田で起った変化であるが、肥沃な田番ではこれ以上の顕著な変化が進展していることは疑いをいれない。導掌・宮属等は肥沃な田番を求めて狂奔したのだから。

29) 同上，卷之百二十四，1 後頁。

30) 「顯宗実録」卷之六，37 前頁，「肅宗実録」卷之十九，11 後頁，同，卷之二十九，4 後頁。

31) 前出，「朝鮮田制考」図版第二・三・四葉。

事例2 (龍洞宮「折受」田畝)

庚子(1720)年慶尚道南海県の田案³²⁾に、龍洞宮「折受」田畝140結が「免賦税秩」内に記載されている。該宮「折受」が田畝なのか「民田賦税折受」なのか確定し難い。純祖7年に該宮は慶尚道「有土」323結(南海県90結?)「無土」310結(南海県50結?)³³⁾、李太王21—31(1884—94)年には慶尚道「有土」323結(南海県90結)「無土」0となっている。

1720年南海県「折受」田畝140結が、1776年頃(正祖王命の頃)迄に「有土」90結と「無土」50結に分解したものであろうと推測される。しからば田案では全く混沌たるものとして記載されている「折受」田畝140結が、「有土」90結「無土」50結として確定される基準は一体何であったろうか。それはまさに正当・不法を問わず農民と現実にとりむすばれていた関係、特に税租面での関係から、「有土」「無土」の別が明確にされていったと考えられるのである。これらが農民の抵抗なしにスムーズに行われたものでないことは、容易に想像しうるところである。

事例3 (龍洞宮屯田畝)

乾隆56(1791)年慶尚道金海府田案³⁴⁾巻末に、明礼宮屯田畝、宣禧宮・和寧翁主房芦田畝等と並んで、龍洞宮田55結69負1束が記載されている。李太王21—31年には、同宮「有土」56結となっている。事例2から70年経ているが、これは「永作宮屯」の田案記載例とみるべきである。

以上三事例より、事態は明白である。質的变化は、「元結免税」田畝と混沌たる存在ともいふべき「折受」田畝に起ったのである。これらの展開が17・8世紀の「民弊」の主たる内容の一つをなし、宮家の側から言えば宮房田の構造的上昇＝「永作宮屯」化であろうし、農民側から言えば「自作農の小作農化」であろうし、さらには「小作農の無土無田民化」であろう。

IV 民田の展開

17・8世紀は、宮房田の展開に対抗して、民田がその歴史的な性格を明確にしていった過程である。すでに金錫亨教授は朴時亨・故鄭ヒョンギョ両氏の所説を批判して、「《民田》……等の術語は今日もそのまま使用出来る《超時代的》な言葉ということが出来る」³⁵⁾とされている。なるほど教授の指摘する通り「国家と民」「官吏と民」というふうに、

32) 同上書、335-340頁。

33) 前出。「万機要覽財用編免税」255頁。

34) 前出、「朝鮮田制考附録免税道表」に依る。

35) 麻生武亀「朝鮮財政史」朝鮮史講座分類史所収、49頁。

36) 金錫亨「朝鮮封建時代農民の階級構成」1957年、科学院出版社、261頁。(訳文筆者)

同じ「民」もその用い方により意味するところが異なる。しかし「民田」をかかえる理由で超時代的とすること自体生産的でないし、史料に散見する「民田」を超時代的な概念とするのは根拠薄弱である。

顯宗3(1662)年「全羅道泰仁・古阜民人開墾地富家奪取問題」に対して、大司諫・戸曹判書のような高官が、「此兩邑陳荒之地」は「甲戌量案無主陳荒之地」であったが、「窮民之無田土者辛苦開墾，積年耕食，永作己物」とし「或父子相伝，或転売他人」するほどのものとなっていたが、「一朝見奪於富家則其冤如何」³⁷⁾として、農民の耕作権・所有権を主張している。

さらに黄海道監司洪処尹が、「載寧・信川之田亦是本土居民執持久遠之物，雖無文記，何可一朝奪之³⁸⁾。」として、富家の奪取に反対している。

以上二例はいずれも農民側に有利に解決しているが、仁祖23(1645)年の金海府「孝明翁主房民田横占，王による承認」³⁹⁾に比較すれば、農民の土地に対する権利が明らかに前進していることを示す。耕作地・所有地に対する文記(土地証書)の有無に関係なく、農民の権利が認められるということは、この時期の歴史的性格を示唆するものと言える。続大典に明文化されたが、18世紀初めには「民田」折受は一応一切許されなくなり、「買庄之資」を給するようになると、「民田」買収をめぐる訴訟問題、「民田横占・抑買問題」が頻発する。靈城君朴文秀はその間の事情を次のように上奏する。

「臣見大典則有折受二字，此時則生齒不繁，土地不闢，故各処折受，或作畚或作田，而収税無害於民。今則不然，人齒已繁，土地尺闢寸土地各有其主。雖以近來各宮翁主房折受言之，到處折受輒致未有所得，此實無空地而然矣。蓋聞折受時導掌輩持蔽閣下往各道，勒占民田，或買得訟田，以為横占之計，而民人手持文記爭訟官門，導掌之見屈十居八九，民怨以此滋甚，事体以此益虧，(後略)」⁴⁰⁾

しかし結局農民の権利は守られている。

有名な「海嵩尉(貞恵公主房)子孫賜牌所受之地新生翁主房売却問題」についてみよう。

英祖4年戸曹判書権以鎮は上奏する。「聞海嵩尉子孫，以賜牌所受之地，売於新生翁主房。其地曠廢已久，近処民起墾，而食已經累世，今若自富家買之，民將失田，豈不怨國乎。自國家奪民田地，國何以支。掖庭近習之裔緣作奸貽弊民間，後必至於閹極，大抵治道自家而國，家不齊而國治者未之有也。(中略)，折受之弊已極，而又復買入民

37)・10)参照。

38) 「顯宗實錄」卷之五，37 前頁。

39) 「仁祖實錄」卷之四十六，84 前頁。

40) 「英宗實錄」卷之二十八，29 前・後頁。

田、民何以堪、国将何頼。(後略)⁴¹⁾

たとえ「賜牌所受之地」であっても、既に「民田」と化しているのだから、宮家が入れると「小作農」や「無土無田之民」をつくりだすことになる。「折受」による「民弊」(自作農民の小作農民化進展)が極まっているのに、事実上の「民田」を強引に買取することは、国家的見地からも反対であるとしているのである。その正論に、最初英祖は「戸判終未知之矣、非国家買之也」と鋭鋒を逸そうとしたが、遂に「世伝者外与民相訟者出給」を命じ、「有民怨者、使之不買奴矣⁴²⁾。」としたのである。以上の例は、「凡間曠処、以起耕者為主」⁴³⁾は勿論、一歩進んで「過三年陳田許人告耕、在大典。而非謂永給、待本主選推間、姑許耕食」⁴⁴⁾という規定も現実に乗越えたものである。恒常化しつつあった「常税倍徴」に対して、農民達の抵抗(民乱・投托・逃散)が頻発するが、いわゆる「無土免稅導掌収稅禁止令」は、これらの成果(勿論迂回的ではあるが)とみてよい。

宮房田の展開に対抗して、民田の歴史的性格(農民の耕作権・所有権確認)が明瞭になっているが、反面何故「民田」がこのような「民弊」を蒙らねばならなかったのだろうか。白南雲氏の所説⁴⁵⁾とは反対に、当時農民の中には「富民」から「小民」「無土無牛者」に至るまで、多様な階層が存した。両班・中人・良人・奴婢という厳然たる身分制度が社会生活を律し、農民の圧倒的部分が良人・奴婢であり両班冒称・納粟嘉善大夫・空名帖発売⁴⁶⁾等というところの「小民」「無土無牛者」が無縁であってみれば、身分制度の苛酷面がこれらにしわよせされ、「民弊」を蒙ったことは容易に首肯できるところである。村や部落で宮家の権勢を笠にきた導掌・宮差・宮奴輩が顔役と結托して「小民」たちを苦しめた図は、当時朝鮮農村ではありふれたものであったろう。しかしそれでもなお「民田」は前進する。

むすびにかえて

小論により特定の結論を下すことはできないが、李朝社会の史的展開に対して「混乱ト停滞」を強調する論者が、現存史料に対する自己の認識の「混乱」をば李朝社会の「混乱ト停滞」であると誤認したこと、このことが宮房田の展開分析を通じて明らかになったと思う。

41) 同上、巻之十五、24前-25前頁。

42) 同上、26前-後頁。

43) 「続大典戸典」143頁。

44) 同上。

45) 白南雲「封建的經濟体制」朝鮮民族解放闘争史所収、日訳、1954年14頁。

46) 四方博「李朝人口に関する身分階級的觀察」朝鮮經濟の研究第3所収、昭和13年、387-404頁。李朝実録中の記述は省略する。